

◎岩手県県税条例等の一部を改正する条例（条例第28号）

1 岩手県県税条例の一部改正

(1) 県民税関係

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置の期限を令和5年3月31日まで延長することとした。（附則第14条関係）

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例について、適用期限を3年延長することとした。（附則第16条関係）

(2) 事業税関係

ア 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額により、それぞれ課することとした。（第42条関係）

イ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税の税率を定めることとした。（第45条関係）

(3) 不動産取得税関係

次に掲げる特例措置等の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。（附則第20条の3、第22条関係）

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(4) 県たばこ税関係

卸売販売業者等が輸出の目的で輸出業者に製造たばこの売渡し等をする場合の課税免除要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を原則不要とした上で、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとした。（第67条の5関係）

(5) ゴルフ場利用税関係

地方税法の一部改正により、一定の国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が、当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合のゴルフ場の利用が非課税とされたことに伴い、所要の改正をすることとした。（第72条関係）

(6) その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第32条の4の2、第32条の4の3、第43条、第44条、第47条、第67条の7、第103条、附則第9条の2、第10条の4の2、第11条の3、第16条の2、第18条の6、第19条、第20条の2の5、第21条、第22条の2、第23条、第23条の3～第23条の5、第24条の4、第24条の9～第24条の11、第25条、第25条の2、第25条の4、第30条、第30条の2関係）

2 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第25条、第25条の2関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～第4条関係）

(3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第5条～第9条関係）

ア 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第56号）

イ 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）

- ウ 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成29年岩手県条例第29号）
- エ 岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号）
- オ 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成31年岩手県条例第56号）